



子どもの支援を考える
研修テキストシリーズ

08

児童発達支援・放課後等デイサービス

性暴力の防止

小さな声を受け止め、安全につなぐ

研修・演習テキスト



はじめに

この本を、日々の支援につなげる

子どもが話し始めたとき、私たちは「何があったのか」を早く知りたくなります。しかし、最初に必要なのは、詳しい説明を求めることではありません。安心できる相手と場所を確保し、話せたことを受け止め、必要な支援へつなぐことです。

本書は、管理者、児発管、保育士、児童指導員、PT・OT・ST、看護職、送迎担当、非常勤・新任職員等が、同じ場面と一緒に考えるための教材です。子ども向けの性教育教材や、捜査・専門面接の手引きとは役割が異なります。

本書で身につけること

目標	研修後にできること
1 境界を守る	介助と私的な接触を区別し、本人の意思とプライバシーを守る方法を説明する。
2 声を受け止める	誘導や反復を避けた最初の応答を実演する。
3 外へつなぐ	安全を確保し、職員虐待と家庭被害の連絡先を選び、第一報を伝える。
4 組織で変える	記録を残し、接触機会・相談経路・研修の改善を一つ具体化する。

使い方

国の標準研修と本書の現場演習を組み合わせる方法を基本例とします。独自研修を行う場合は、巻末の研修事項対応表で不足を点検してください。配布だけで受講完了にはしません。

本書のケース・記入例はすべて架空です。公的機関の認定・監修を受けた教材ではありません。根拠番号 [S1] 等は巻末資料に対応します。

CONTENTS

目次

はじめに・本書の使い方	2
研修前セルフチェック	4
PART 1 権利・制度・研修の位置づけ	5
PART 2 日常の予防と気づき	11
PART 3 初動・連絡・記録・組織対応	15
PART 4 8ケースと個人・グループワーク	22
PART 5 境界・保護者相談・職員相談の演習	27
PART 6 理解度確認テスト・解説	30
ケース解説	34
PART 7 研修後・現場チェック	42
A4一枚クイックリファレンス	43
講師用実施計画・研修事項対応表	44
講師用到達判定	45
初動記録票・研修と改善の記録	46
BOOK00への追加・年間運用	48
法令・参考資料	49
版・制度の管理	51

使う場面から選ぶ

初動の確認にはクイックリファレンス、研修の準備には講師用実施計画を使います。講師はあらかじめ自施設のルール・連絡先を準備してください。

まず、自分の判断を確かめる

2ページの四つの目標を、現在の自分に当てはめてください。経験の多さを比べる表ではありません。「迷う」を出発点にして、研修で確かめることを選びます。

目標	説明・実演できる	助言があればできる	まだ難しい
1 境界を守る	☐	☐	☐
2 声を受け止める	☐	☐	☐
3 外へつなぐ	☐	☐	☐
4 組織で変える	☐	☐	☐

いま、迷っている場面を一つ

安心して学ぶための約束

受講者自身の被害経験や、実在する子どもの出来事を発表する必要はありません。具体的な被害の再現は行いません。つらくなった場合は、見学・休憩・別の受講方法を選べます。講師は、受講を支える代替方法と相談先を用意します。

演習中に実際の被害相談が出た場合は、学習用の討議を止めて、個別の保護・相談の手順へ移ります。研修記録へ実名や被害内容を広く書き込まないでください。

今日の出発点

言葉が出なかったことを、被害がなかった根拠にしない。詳しく話せたことだけを、助ける条件にしない。

01

「いつもの先生だから」の手前で

現場から考える

帰りの支度が終わるころ、子どもが職員の袖をつかみます。「今日は、あの車に乗りたくない」。時計を見ると、送迎の出発時刻です。普段なら「どうして？」と急いで聞きたくなる場面で、あなたは何を優先しますか。

信頼する職員がいることは、子どもにとって大きな支えです。その信頼があるからこそ、子どもは相手を困らせたくない、嫌われたくないと感じることもあります。笑っていた、また会いたかった、普段と変わらなかったという一つの様子で、安全を判断することはできません。

話せない理由を、子どもの責任にしない

自分に起きたことをうまく言葉にできない。家族が困ると思う。大人に信じてもらえるか分からない。助けを求めるまでに、子どもが越えなければならない壁は一つではありません。支援者の役割は、その壁を低くすることです。

言葉が少ない子どもには、普段から身ぶりやカードで選べる経験を保障します。ただし、「嫌と言えるように教えたから大丈夫」で終わらせてはいけません。嫌と言えないときにも守られる環境を、大人の側が整えます。

研修で扱うのは、特別な事件だけではない

送迎の順番、着替えの手伝い、活動写真、職員の個人アカウント。日常の小さな選択が、子どもの身体や関係の境界を守ることにつながります。「うちでは起きない」ではなく、「起こり得る前提で、何を変えるか」を考えます。

背景を学ぶ資料：[S2] 第3章、[S5] 第1～4章。本章の場面・説明は学習用の構成です。

02

子どもの身体は、子どものもの

身体の境界とは、「どこまで近づかれるか、触れられるか、見られるか」について守られるべき範囲です。子どもは、支援を受ける立場であっても、一人の人として尊重されます。支援が必要なことは、意思を確かめなくてよい理由にはなりません。

同意の言葉だけで判断しない

職員と子どもの間には、年齢・役割・力の違いがあります。子どもが好意を示す、抱きつく、笑う、「いいよ」と言うことを、職員による性的な言動の正当化に使ってははいけません。必要な介助では目的と方法を伝え、途中で嫌になった様子にも応答します。

場面	選べるようにする工夫
言葉で答えるのが難しい	実物、写真、筆談、いつもの身ぶりを使う。待つ時間を確保する。
触れられることが苦手	何をするか先に伝える。自分でできる部分、道具で代替できる部分を探す。
同性介助を求める	本人の希望を聴き、可能な調整をする。性別だけで安心・危険を決めない。
重い障害があり介助が不可欠	一つずつ説明し、表情・緊張・拒否の変化を観察する。必要な介助を放棄しない。

子どもに教える言葉と、大人が守る責任

「嫌なときは伝えていい」「一人に話して伝わらなければ、別の人にも話していい」。こうした言葉を、生活の中で繰り返します。同時に「言えなくても、あなたが悪いわけではない」と伝えます。断る力の育成を、被害防止の責任を子どもへ移す方法にしません。

制度・権利の背景：[S1] 第3条、[S2] 研修事項・児童等への教育啓発。具体的支援方法は本教材の提案。

03

いまの義務と、施行後の義務

確認日現在の状態	児童発達支援・放デイでの扱い
施行済	性的虐待の防止、虐待が疑われる場合の通報等は既に必要です。新法の施行を待って対応するものではありません。 [S6・S7]
公布済・未施行	こども性暴力防止法は2026年12月25日施行。指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスの事業者は義務対象です。 [S1]
施行準備	対象従事者の研修、報告・対応ルール、相談体制、犯罪事実確認、情報管理等を準備します。研修だけで全て完了する制度ではありません。 [S2・S3]

法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」です。「学校設置者等」には対象の障害児通所支援事業者も含まれます。学校でないから対象外、という理解は誤りです。

対象となる職員を、肩書だけで外さない

管理者、児発管、保育士、児童指導員、機能訓練担当職員、看護職員等が対象に含まれます。非常勤という理由だけで除外しません。送迎運転手などは、子どもへの支配性・継続性・閉鎖性という業務の実態を踏まえて対象性を判断します。全員が一律に対象外でも、全員が一律に対象でもありません。 [S2] 39～46頁

管理者へ

本書は、日常の安全を共有するために送迎・事務等を含めて広く学ぶことを提案しています。この受講範囲と、法律上の犯罪事実確認の対象者を同じ意味で扱わないでください。

本書の「子ども」は支援対象を分かりやすく表した語です。新法の「児童等」には18歳以上の高校等在生学生も含まれ、単純に18歳未満だけを指す語ではありません。 [S2] 13～14頁

04

触れる行為だけが、性暴力ではない

新法の「児童対象性暴力等」には、身体に対する行為だけでなく、わいせつな言動や盗撮なども含まれます。犯罪として処罰されるかという判断だけを、職場で対応するかどうかの境目にしません。具体的な法定範囲は法第2条第2項と施行ガイドラインで確認します。[S1・S2]

見逃さない場面の例	職員が取る行動
性的な接触をする・させる	行為を止め、子どもを保護し、必要な外部通報・医療につなぐ。
性的な言葉、画像・映像で子どもを困惑させる	「冗談」「勉強のため」で流さず、言動と状況を記録し、組織・関係機関へつなぐ。
私的な場面をのぞく・盗撮する	プライバシーと安全を守る。画像等の拡散を防ぎ、取扱いを専門機関へ相談する。
性的な画像を求める・送らせる	子どもを責めず、今後の接触と拡散を防ぐ。詳しい確認は警察等と調整する。

「不適切な行為」も、具体的に決めておく

私的な贈り物、個人SNS、承認のない面会などは、それだけで必ず法定の性暴力になるとは限りません。しかし、性暴力につながり得る行動を事業所のルールで明確にし、疑いの段階から相談できるようにすることが必要です。行為の法的分類が決まるまで、安全への対応を止めないでください。

子ども同士や家庭の被害も、保護につなぐ

新法の従事者による性暴力の措置と、子ども同士の出来事、保護者による虐待では制度上の位置づけが異なります。本書は初動と支援のためにそれらも扱います。どの場面でも、被害を受けた子どもの安全を優先し、必要な外部機関と連携します。

表は職員研修用の非網羅的な例です。個別事案の犯罪該当性を本表だけで確定しません。[S2] 15～24頁、[S5] 7～12頁。

05

研修は、いつ・どのように行うか

施行後は、新法第8条に基づき、対象事業者は対象従事者に研修を受けさせる義務を負います。座学だけでなく、自分の行動を考える演習を含める必要があります。[S1～S3]

論点	正確な整理
新規に業務へ就く人	原則として、子どもに接する対象業務に就く前に受講。座学と演習の両方を終えます。
施行時に働いている人	原則として施行前に受講。施行前に従事を決定し、施行後に業務を始める人は、その業務開始前まで。
繰り返す頻度	定期的な受講や日常の振り返りへの組み込みが望ましいとされています。年1回という全国一律の法定回数とは記載しません。
研修の方法	国の標準研修を原則とし、条件に応じた要点研修、必要事項を満たす独自研修も可能。外部研修でも事業者による受講確認が必要です。
虐待防止研修との関係	組合せは可能です。名称をまとめるだけでは足りず、重複と不足を確認して実施内容を残します。

本書を使う二つの方法

A：国の標準研修＋本書の現場演習。初回の基本例です。国の教材で制度全体を学び、本書で介助・送迎・相談場面と自施設の対応を考えます。

B：独自研修の教材として使用。講師は巻末の8領域・必須演習との対応表を確認し、自施設のルール、犯罪事実確認の担当者・手続等を補って実施します。本書を配ったことだけを受講済みとは扱いません。

根拠：[S2] 122～126頁、[S3] 5～8・16頁。受講を義務付ける研修時間は労働時間として扱う必要があります。年間1回の振り返りを置く場合は事業所の運用案として明記します。

06

犯罪事実確認と、日々の予防は別の仕事

犯罪事実確認は、法律に基づいて特定の性犯罪歴の有無を確認する手続です。通称「日本版DBS」の確認をしたことは、将来の安全を保証するものではありません。確認結果と、日々の言動・接触機会・相談への対応を分けて管理します。

従事者が理解しておくこと	現場での行動
手続の全体像	事業者が対象性・採用等の状況を確認し、法定手続を進めます。本人は指定された方法で必要情報・書類を提出します。
確認する時期	新規従事は原則業務開始まで。施行時現職者には別の期限と分散申請があります。管理者の案内を確認してください。一度で終わらず、継続従事者には所定の時期の再確認があります。
誤り等への対応	本人通知や訂正等の仕組みがあります。通知の期限・窓口を確認し、通常の職員チャットに書類を送らないでください。
確認結果の扱い	権限のある担当者だけが必要な範囲で扱います。他職員が「見せて」と求めたり、噂を広めたりしません。

期限を混同しない

施行時現職者の犯罪事実確認は2029年12月24日までという経過措置がありますが、国の分散申請の指定に従って進めます。これは研修を3年間延期できるという意味ではありません。[S2] 167～169・342～343頁

「おそれ」がある場合の防止措置

性暴力が行われるおそれがあると認められる場合には、配置の見直し等により子どもとの接触を防ぐ措置が必要です。相談直後の安全確保と、事実認定・懲戒等の判断は区別します。管理者は根拠、本人への説明、就業規則、労務上の手続を確認し、独断で一律の解雇処理にしません。

根拠：[S1] 第4・6・11～14条、[S2] 防止措置・犯罪事実確認・情報管理、[S4] 基礎6。採用内定前の確認や任意の犯罪歴照会を、この制度の代わりに行う説明ではありません。情報管理担当者には別途、担当業務に応じた研修が必要です。

07

親しさが、秘密の関係に変わるとき

グルーミングとは、特別扱いや贈り物、秘密の共有などを通じて信頼や依存を作り、断りにくい関係にしていく過程を指します。一つの行動だけで加害を断定はできませんが、親しさを理由に境界の越え方を見逃さないことが大切です。

見直す行動	事業所のルールとして具体化する例
特定の子だけに私的な贈り物	業務の支援と個人的な買い与えを区別し、承認・共有のない特別扱いをしない。
「二人だけの秘密」と求める	相談内容のプライバシーを守ることと、関係そのものを隠すことを区別する。
私的な面会・個人SNS	連絡は決めた業務経路へ。勤務外の個人的な面会・交換を禁止事項として定める。
誰にも分からない一対一	必要な個別支援の目的・場所・時間を共有し、応援・確認ができる体制にする。

「悪気はない」では説明が終わらない

支援者が安心させるつもりでも、子どもが断れない、他の職員へ言えない関係なら方法を見直します。職員の意図に加え、子どもがどう受け止めているか、別の方法があるか、組織に説明できるかを確かめます。

NG → 改善

NG：「なついているから、二人だけでも大丈夫」

問題：親しさが安全の根拠になっている。

改善：「本人が安心できる関係を保ちつつ、場所・時間・連絡を共有する」

理由：信頼を支えるのは、見えない特別扱いではなく、相談し直せる関係です。

参考：[S2] 研修事項、[S5] 不適切な行為・服務規律。表のルールは本教材の提案例で、全項目を全国一律の違法行為と断定するものではありません。

08

介助をやめずに、境界を守る

排泄・着替え・姿勢保持など、身体に触れる支援は必要です。大切なのは、必要性、触れる範囲、本人への説明、露出、確認できる体制と一緒に考えることです。支援を避けて困らせることも、必要性を理由に方法を問わないことも適切ではありません。

前	その場で	後
必要な介助と本人ができる部分を確認。衣服・目隠し・応援方法を準備。	短く説明してから触れる。拒否や緊張に気づいたら手を止め、必要性と代替方法を確認。	開始・終了と気づきを共有。嫌だった表し方や次回の工夫を支援情報に残す。

見えることと、見せることは違う

密室化を避けるために、更衣や排泄を周囲へ丸見えにしてよいわけではありません。目隠しを置きつつ職員が応援を呼べる、担当と開始・終了を共有する、異常時に別職員が確認できる。子どものプライバシーと組織の確認体制は両立させます。

子どもから触れてきた場合

抱きつく、膝に乗ろうとする場面でも、子どもを責めずに、年齢・関係・本人の状態に合った別の安心の伝え方へ導きます。「ここに一緒に座ろう」「手を振って挨拶しよう」。私的な親密さを深める理由にはしません。

声かけ

「服が濡れているね。着替えを手伝ってもいい？」「ここは自分でできそう？」「止めてほしいときは、このカードでもいいよ」

反応が分かりにくいときは、同意と決めつけず、いつもの表出方法と必要性を確認します。

具体的な介助方法・医療的ケアは個別の支援手順へ接続します。本書は介助手技を定めるものではありません。

09

撮らない場面、つながらない連絡先

現場から考える

「成長を保護者に見せたい」と、着替え中に個人のスマートフォンを構える職員。活動写真の同意書はあります。目的が良ければ、どの場面でも撮影できるでしょうか。

活動写真への同意は、あらゆる姿を撮ってよい許可ではありません。着替え・排泄等の私的な場面は撮影しないことをルールにし、必要な記録は文章や手順図で代替します。医療上の記録が必要な場合も、安易に私物端末で撮影せず、専門職の判断と正式な手順へつなぎます。

NG	問題点	改善例
個人SNSで夜間も相談	秘密の関係と属人化が生じる。	業務の窓口・引継ぎ可能な方法へ。支援の代替経路も伝える。
画像を職員全員へ転送	被害画像が再拡散し、閲覧範囲が広がる。	内容を広げず、保存場所・時刻等を記録。警察等へ取扱いを相談。
疑わしい画像を即削除	必要な確認資料が失われ得る。	拡散とアクセスを止め、削除・保全是関係機関と確認する。

端末の扱いにも、権限と配慮が必要

子どもの端末を勝手に取り上げて、全履歴を探すことは避けます。自発的に見せた情報と、確認した日時・方法を区別して記録し、必要な範囲の確認を専門機関と相談します。性的な画像を「証拠として」と個人端末へ複製しないでください。

参考：[S2] 情報・客観的証拠の保全、[S5] 情報管理・服務規律。撮影やデータ提供の具体的取扱いは状況により異なります。

10

変化は、決めつけずに受け止める

特定の場所を避ける、帰宅前に緊張する、衣服や介助への反応が変わる。こうした変化にはさまざまな背景があり、一つで性被害を断定できません。しかし「障害の特性だから」と片づけず、本人の安全と支援の変化を確かめる入口にできます。

観察することと、探り出すこと

いつ、どこで、誰がいるときに、どのような様子だったかを記録します。「誰かに何かされたの？」を繰り返して答えを得ようとしません。いつもの意思表示の方法を使い、本人が話したいときに話せる時間と相手を用意します。

観察した事実	まだ分からないこと
車の前で立ち止まり、「いや」と言った。	送迎が嫌な理由。体調、疲れ、人間関係、被害等の可能性。
特定職員の写真を指さした。	指さしの意味。大人が先に意味を決めない。
相談の翌日は普段どおり遊んでいた。	被害や苦痛がないとは言えない。様子だけで相談を取り消さない。

相談先を、一人に固定しない

本人が選べる職員、写真で分かる窓口、保護者以外にも話せる機会を用意します。管理者に言いにくいときの別経路を、子どもにも分かる形で伝えます。回答を本人の前で家族や担当職員が代筆すると言いにくくなる場合があるため、伝え方を調整します。

この章の実践

「何かあったら言ってね」だけで終わらせず、「誰に・どこで・どうやって話せるか」を具体的に示す。

早期把握・相談体制の制度上の内容は [S2]、日常への取入れ例は [S5] を参照。

11

最初のひと言で、相談を閉じない

子どもに伝える例	避ける言葉と、その理由
「話してくれてありがとう」	「本当に？」と疑う形で迫ると、次の言葉を止めてしまう。
「あなたが悪いわけではないよ」	「どうして逃げなかったの？」は、子どもに責任を負わせる。
「今は話せるところまで大丈夫」	「最初から全部話して」は、反復や負担を増やす。
「安全のため、助けてくれる人に相談するね」	「絶対に誰にも言わない」は、必要な保護と両立しない。

尋ねる目的を、安全の確保に絞る

痛みやけががあるか、いま怖いことは何か、今日また相手と接触する予定があるか。すぐ必要な保護・医療につながる事項を確認します。子どもが自発的に話すことは遮らず、詳しい経緯の証明をその場で完成させようとしません。

いつもの意思表示を使い、答えを作らない

筆談、視線、指さし、普段から使っているカードは、意思を受け止める助けになります。ただし「この人がここを触った？」と大人が作った答えを選ばせると、内容を誘導します。使った質問・選択肢・本人の反応をそのまま記録し、専門的な聴き取りへつなぎます。

NG → 改善

NG：「もう一度、園長先生にも同じ話をして」

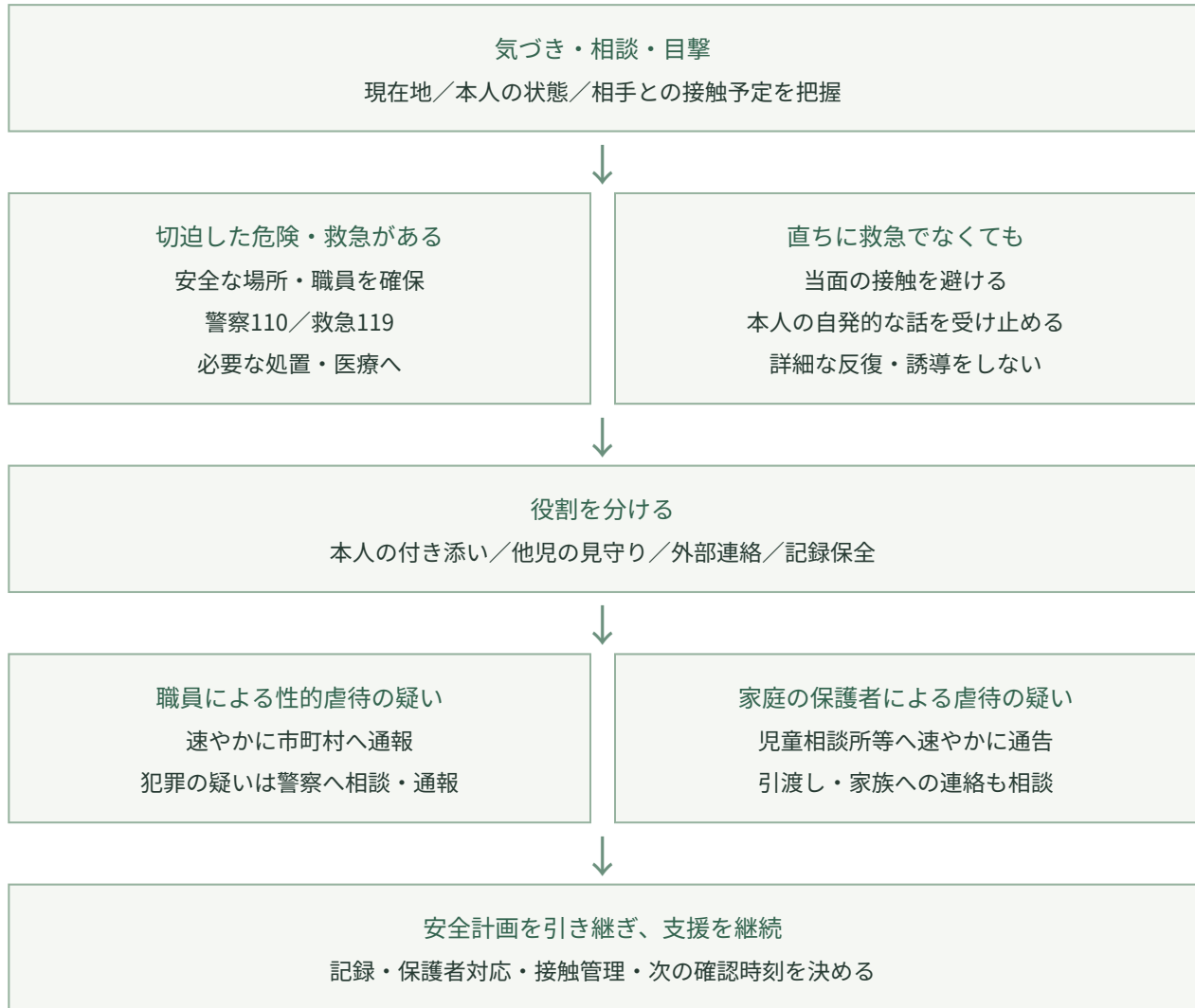
改善：「あなたが話してくれたことは、私から必要な人に伝えるね」

理由：同じ説明を何度も求めず、記憶への影響と負担を抑えます。

根拠となる対応の留意点：[S2] 143～150頁。専門面接・事情聴取は警察や児童相談所等と調整します。

12

初動は、保護と連絡を並行して進める



順番を待つ図ではありません。安全確保、管理者への共有、必要な外部連絡を並行します。分類に迷う場合も、窓口に状況を説明してつなぎ先を確認し、相談を止めません。

虐待通報は管理者の承認や内部調査の完了を条件にしません。指定権者への事故報告だけで代替しないでください。[S6～S8]

13

堺市で、どこへつながるか

状況・目的	連絡先／取扱い
職員による性的虐待の疑い	堺市 障害者虐待防止相談窓口 072-280-6262 平日9:00～17:30（祝休日・年末年始除く） 時間外：072-233-2800 市役所当直から担当へ取次ぎ。
家庭の保護者による虐待の疑い	堺市こども虐待ダイヤル 072-241-0066（24時間365日） 児童相談所虐待対応ダイヤル 189
性被害の医療・心理等の支援相談	ウィズユーおおさか 06-7494-3683／＃8891 24時間365日。受診や証拠の扱いも相談する。
切迫した危険・犯罪被害	警察 110。緊急でない犯罪の相談も警察へ。
救急・重いけが等	救急 119。医療を証拠保全のために遅らせない。

第一報で伝えること

「児童発達支援／放デイの職員です。子どもの性的虐待が疑われる相談です。本人はいま〇〇におり、〇〇職員が付き添っています。確認できた発言は〇〇です。未確認の点は〇〇です。次の接触・迎えは〇時です。安全確保と今後の対応を相談したいです」

医療相談は早いほど選べる対応があります。時間が経過していても相談を諦めません。職員が身体を調べたり撮影したりせず、本人の負担に配慮して専門機関へつなぎます。

連絡先確認日：2026年10月1日。[S8・S9]。堺市以外では当該市町村の窓口に置換。旧番号の転載を避け、実施前にも公式ページを確認してください。

14

保護者には、事実と保護措置を分けて伝える

事業所内で性被害が疑われるとき、保護者には、確認できた事実、いま行っている保護、今後の確認方法、次の連絡時刻を誠実に説明します。「何もなかったと思います」「本人の勘違いです」と、未確認のまま安心させる説明をしません。

事業所内の疑い・説明例

「本日、本人から気になる発言がありました。詳細はまだ確認できていません。現在は安心できる職員が付き添い、当該職員との接触を避けています。関係機関へ相談し、本人への負担が重ならない方法で対応します。次は〇時に状況をお伝えします」

家庭の被害が疑われるときは、先に家族へ知らせない

疑われる人へ情報が伝わると、口止めや再被害につながるおそれがあります。家族への連絡・説明の時期や引渡しは、児童相談所等と安全を確認して決めます。迎えの時刻が迫っていることを、連絡先へはっきり伝えます。

本人の希望を聴き、保証できない約束をしない

「誰に伝わるのが心配?」「一緒にいてほしい人はいる?」と、安全に必要な範囲で確認します。「もう絶対に会わない」「必ずこうなる」と結果を約束せず、これから行うことを短く伝えます。

その後の生活を支える

利用をやめさせるだけで解決しません。担当、座席、送迎、介助、学校との連携、相談相手などを本人・保護者と調整し、必要な支援が続くようにします。他の保護者への説明は、特定される情報を抑え、関係機関と必要性・範囲を確認します。

参考：[S2] 被害児童等の保護・支援、[S5] 保護者への連絡・説明。家庭被害では[S7]の通告経路へ接続。

15

記録は、後から読む人の安全判断を支える

見たこと、本人が言ったこと、職員が尋ねたこと、行った対応、まだ分からないことを分けます。「性的虐待だった」と結論だけを書くのではなく、判断に至る情報と行動の時刻を残します。

項目	初動記録の完成例〈架空〉
受付	2026年11月10日 14:10／活動室／記録者：職員甲
本人の発言・行動	E児が職員乙の写真を指さし、「いや」「さわる」と発言。具体的な行為・日時は未確認。
職員の応答	甲「教えてくれてありがとう。いま痛いところはある？」。本人は首を横に振った。甲は詳しい経緯を聞き直していない。
安全確保	14:12 乙の個別担当を変更。甲がE児に付き添い、丙が他児を見守る。変更の目的は当面の安全確保。事実認定は未了。
連絡	14:15 管理者へ共有。14:20 市の虐待窓口・担当丁〈架空〉へ第一報。助言は安全確保の継続と、聴取・保護者説明の連携。14:30 甲が内容を復唱し、管理者へ引き継いだ。
未確認・引継ぎ	相手との具体的出来事は未確認。関係機関と聴き取り・保護者説明を調整。15:00 に管理者が安全体制を再確認する。

この記録で、あえて埋めていないこと

発生日時や行為の詳細は推測していません。発言を大人の言葉に置き換えず、「首を横に振った」という行動を記録しています。この例の連絡時刻は架空であり、待機時間の基準ではありません。窓口の応答も学習用の架空例です。実際の助言と対応結果を記録してください。

初動記録と、一般の研修受講記録は分けて保管します。閲覧者、保管場所、共有先を限定し、個人端末や全職員チャットへ展開しません。記録の様式は巻末にあります。

16

管理者が疑われる場合にも、止まらない組織へ

「管理者へ報告する」だけの手順では、その管理者が相談の対象になったときに止まります。法人の別担当、外部窓口、自治体への直接連絡という経路を、非常勤や送迎担当にも分かる形で用意します。

役割	行うこと
対応責任者・代行者	疑われる人から独立して安全措置を決める。関係機関と連携し、再確認時刻を設定する。
本人を支える担当	意向を聴き、安心できる活動・介助・送迎を調整。何度も同じ話をさせない。
記録・情報管理担当	既存記録の消去・上書きを防ぐ。閲覧権限と共有記録を管理。職員の犯罪歴資料とは管理を区別する。
連絡担当	通報・医療・保護者・指定権者への連絡を整理。必要な通報を内部決裁の後回しにしない。

犯罪事実確認書の内容は記録・保存を極力避け、必要な場合は所定の情報管理措置を講じます。法定帳簿、受講記録、被害の初動記録とは区別してください。[S2] 248～249頁。

相談した人を守る

通報や相談を理由に孤立させる、勤務を不利に変える、情報提供を取り下げよう求める対応をしません。相談者への圧力に気づいた職員にも、別の相談経路を案内します。

疑われた人の権利にも配慮する

安全のための接触管理は、加害の確定とは別です。必要な範囲を超えて名前や疑惑を広めず、事実確認と説明・処遇は適切な手続で進めます。本人と子どもを向かい合わせ、弁明や謝罪で解決しようとししないでください。

管理者の判断

「人手が足りないから担当を続けてもらう」ではなく、配置と業務を変えて子どもの安全を確保する。法人が支えるべき課題を、相談した子どもに負わせない。

通報・相談、調査、防止措置の制度整理：[S1・S2・S6]。役割分担表は本教材の運用提案。

17

「気をつけます」で終わらせない

研修の最後に「今後注意する」と書くだけでは、明日の支援は変わりません。場所、勤務、連絡経路、物品、説明の方法のうち、何を誰がいつまでに変えるかを決めます。

気づき	具体的な改善	確認のしかた
送迎変更を担当者しか知らない	変更の理由・経路・帰着時刻を業務記録へ。確認者を設定する。	翌週、実際の変更記録を別職員が確認。
更衣の応援方法がない	目隠しを保ち、開始・終了と応援要請を共有する手順を決める。	職員のみで動線と呼出方法を実演。
管理者以外の相談先が不明	代行者・法人別担当・外部窓口を一覧化。	新任・非常勤が一覧を使って連絡先を選べるか確認。

よくある誤解を、行動へ言い換える

誤解	正しい理解
同意しているようならよい	好意・笑顔・沈黙で職員の性的な言動を正当化しない。
前科確認をしたので安心	確認は一つの制度。日常の予防・相談・対応を続ける。
被害が確定してから外部へ	疑いを重く受け止め、安全確保と必要な通報を進める。
研修を年1回すれば全て完了	新法の一律法定回数としない。必要事項・演習・受講確認と他の措置を管理する。

うまく言えない職員を責めるのではなく、連絡表や勤務体制が実際に使えるかを確認めます。再確認日を決め、次年度の研修では前年度の未解決事項から始めます。

その場にいたら、どう動くか

LEVEL 1 新人向け／排泄・着替え

ケース1 「早く終わらせる」が、本人の気持ちを追い越すとき

学校から到着した小学2年生のAさんは、衣服が濡れている。職員は次の活動に間に合わせようと、更衣スペースに連れていく。Aさんは声での表出が少なく、職員の手を押し返している。先輩は「いつもこうだから、さっと替えよう」と言った。

考える問い

手を押し返したことを、どう受け止めますか。いま行う支援と、いったん止める行動を分けてください。

最初の行動／避ける行動／理由を、解説を見る前に書きます。

LEVEL 2 基本／送迎・個別の関係

ケース2 いつもの送迎に、予定外の寄り道が加わった

送迎担当者が、中学生のBさんだけを最後に降ろすよう順番を変えている。別の職員が理由を尋ねると、「本人が一番なついている。帰りに飲み物を買ってあげているだけ」と言う。保護者からは「最近、帰宅が遅い」と連絡があった。

考える問い

性暴力の証拠がない段階で、何を確認し、何を変えますか。

最初の行動／避ける行動／理由を、解説を見る前に書きます。

その場にいたら、どう動くか

LEVEL 3 判断が分かれる／個人SNS

ケース3 「困ったらいつでも」と渡された個人アカウント

高校生のCさんが、「先生とは夜もメッセージをしている。誰にも言わないでと言われた」と別の職員に話した。担当者は「家庭の悩みを受け止めるため。公式の連絡先では話しにくいから」と説明する。

考える問い

相談を受け止めることと、個人的な連絡を続けることをどう分けますか。

最初の行動／避ける行動／理由を、解説を見る前に書きます。

LEVEL 2 基本／撮影・画像管理

ケース4 記録のつもりで撮った写真

水遊び後の着替え中、職員が自分のスマートフォンを構えた。「服を自分で着られるようになったので、保護者に成長を見せたい」と言う。利用開始時には活動写真の利用同意を得ている。子どもは腕で身体を隠した。

考える問い

活動写真への同意があれば撮影してよいのでしょうか。成長を伝える別の方法を考えてください。

最初の行動／避ける行動／理由を、解説を見る前に書きます。

その場にいたら、どう動くか

LEVEL 4 緊急／打ち明け・言語表出の難しさ

ケース5 「もう、あの先生のところには行きたくない」

小学生のEさんが、職員の写真を指さし「いや」「さわる」と言った。続けて話そうとするが、言葉が出ない。その職員は今日も勤務し、後でEさんの個別支援を担当する予定である。

考える問い

最初の3分で何をしますか。何を尋ね、何を尋ねないでしょうか。

最初の行動／避ける行動／理由を、解説を見る前に書きます。

LEVEL 5 管理者判断／利益相反・組織対応

ケース6 管理者自身が相談の対象になった

非常勤職員が、管理者の子どもへの接し方と個人的な連絡について不安を感じ、法人責任者に相談した。責任者は「長年信頼している人だ。本人に事情を聞くまで、外には言わないで」と返答した。翌日も管理者が子どもと二人で過ごす予定がある。

考える問い

通常の報告経路が機能しないとき、相談した職員と法人はそれぞれ何をすべきでしょうか。

最初の行動／避ける行動／理由を、解説を見る前に書きます。

その場にいたら、どう動くか

LEVEL 3 判断が分かれる／子ども同士

ケース7 「遊びだった」で終わらせない

自由時間に、年上の子どもが年下の子どもの服の中を見ようとし、周囲が笑った。年下の子どもは笑っていたが、職員のそばに来て離れなくなった。年上の子どもは「一緒に遊んでいただけ」と話している。

考える問い

両方の子どもを支援するために、最初に何を止め、誰からどのように話を受け止めますか。

最初の行動／避ける行動／理由を、解説を見る前に書きます。

LEVEL 4 緊急／家庭での被害疑い・保護者連絡

ケース8 「家には言わないで」と頼まれた

帰宅前、小学生のHさんが「家に帰りたくない。家の人には言わないで」と話し、家庭で身体の境界を侵害されている可能性を示す言葉を続けた。迎えの保護者は、もうすぐ到着する。

考える問い

保護者への連絡を急ぐ前に何を確認しますか。「言わないで」という希望にはどう応じますか。

最初の行動／避ける行動／理由を、解説を見る前に書きます。

一人で考え、それから持ち寄る

個人ワーク | 自分のひと言を変える〈10分〉

ケース5を読みます。子どもの最初の発言を聞いたときに返す言葉を、実際に口にできる長さで書いてください。その後、安全のために確認することを二つ、詳しく聞き直さないことを一つ選びます。

グループワーク | 必要な支援と、越えてはいけない境界〈20分〉

ケース1・3・4から一つ選びます。①支援の目的、②問題となる行動、③子どもの表出、④代替方法、⑤事業所のルールに加える一文を順に話し合います。最初の3分は各自で考え、経験者の答えを先に全員へ示さないでください。

担当	話合いで確かめること
進行役	「法律で一律禁止」と「事業所のルール案」を分ける。
記録役	少数意見・未確認事項・決まった改善を区別して残す。
観察役	子どもが断れる方法、プライバシー、支援の継続が含まれるか確認。

成果物

最後に、「明日から変える一文」を読み上げます。例：「個人SNSで相談を続けず、当日中に公式の相談経路と担当を案内する」。担当者で確認日も決めます。

個人の体験告白を求めず、架空ケースを用います。実際の相談が出たときは演習を中断して別途対応します。

演習A | 不適切な行為を具体化する

項目	進め方
目的	必要な支援を保ちながら、不適切な行為と代替方法を具体的に説明する。
準備・役割	自施設の撮影・SNS・介助ルール、ケース1・3・4。進行役1人、参加者2～6人、観察役1人。
開始条件	架空事例のみを使用。個人の被害経験を話す必要はないことを確認する。
最初の課題〈5分〉	各自が、止める行動／必要な支援／確認が必要な情報を3列で書く。
追加情報〈5分〉	講師：「保護者から包括的な同意書は得ています」。同意書で判断が変わるか、その理由を検討する。
討議〈10分〉	撮影を止めて成長を伝える方法、私的連絡を止めて相談を続ける方法を、各自一つ発言する。
終了・評価〈5分〉	事業所ルール案を一文にし、子どもの意向・必要な支援・代替策が含まれるか観察役が確認する。

進行役の答え方

「同意があるなら何でもよい」と答えたら、何の目的・どの場面・どの端末への同意かを問い直します。
 「介助も全てやめる」と答えたら、本人に必要な支援をどう保障するかを考え直します。法的な評価が未確定でも、不適切な方法を止めて代替案を選べます。

振り返りと改善

決まらなかった点は、誰がどの資料・担当者に確認するかを記録します。次回勤務前に周知する項目と、設備・手順を変える項目を分けます。

本演習は、国が求める「不適切な行為の具体的理解」へ対応する本教材の実施案です。時間・人数・評価方法は法定ではありません。[S2] 123頁

演習B | 相談を受け、第一報へつなぐ

実際の子どもを参加させず、職員だけで行います。被害の再現や身体接触は行いません。相談の文はカードを読む方法で扱い、演じることに抵抗がある人は記録・観察役を選べます。

項目	進め方
目的	受け止め、安全確保、記録、外部連絡を役割分担して行う。
準備	本書の連絡先表・初動記録票・自施設の代行連絡先。電話は訓練用で、実際には発信しない。
役割	受け手、本人付き添い役、連絡役、記録役、進行兼観察役。少人数では兼務するが通常支援担当は別に確保。
開始情報	16:40。保護者から「子どもが送迎職員との個人的な連絡を怖がっています」と電話。明日も同じ送迎予定。本人は今、自宅で保護者という。
課題1〈5分〉	最初の応答と、現在の安全・医療の必要・次の接触予定の確認を実演する。詳しい経緯の反復聴取をしない。
追加情報〈5分〉	進行役：「管理者は外出中で連絡がつきません。保護者は、大ごとにしたくないと言います」。代行経路と必要な外部通報を説明する。
課題2〈10分〉	連絡役が市町村への第一報を模擬実施。記録役は発言・時刻・未確認点・対応を記録。
終了・評価〈10分〉	本人の安全、保護者への説明、明日の担当調整、外部連絡、次の確認時刻を言えたら終了。観察結果を共有し不足部分を再実演。

30分は進行の目安です。実被害の緊急対応で待つてよい時間を表すものではありません。実相談が出た場合、体調不良・強い苦痛が見られた場合は中止し、個別対応へ切り替えます。

進行役カードと、職員相談の追加演習

演習B | 質問されたときだけ渡す情報

質問	講師が返す情報〈架空〉
本人はいま安全か	保護者と自宅にいる。職員との対面予定は今夜ない。新たな連絡が来る可能性は未確認。
けがや痛みはあるか	保護者は「今のところ訴えていない」と回答。医療の必要がないと断定しない。
記録や画面はあるか	保護者が端末を持っている。画像の内容は不明。職員へ一斉転送させない。
外部へ知らせたくない理由	子どもが通えなくなることを心配している。支援継続と必要な通報を説明する。

演習C | 別の職員から相談された〈15分〉

開始カード

非常勤職員が「管理者が特定の子と個人SNSで連絡しているようです。秘密にしてと言われました。私が言ったと知られるのが怖い」と話す。

受け手は、①相談への感謝、②確認した事実と推測の区別、③子どもの現在の安全、④管理者以外の連絡先、⑤相談者への不利益を防ぐ対応を説明します。追加情報として「明日、その管理者と子どもが二人になる予定」を伝え、当面の配置変更を誰へ求めるかまで模擬報告します。

観察役が止めて、やり直す場面

「証拠が出るまで外に言わない」「まず管理者本人に相談する」「本人と子どもを対面させる」と答えた場合。事情を確定していなくても安全措置と必要な外部連絡を進めることを確認してから、応答をやり直します。

演習BとCで、子ども・保護者からの相談、他従事者からの相談に対応します。全員が少なくとも受け手又は連絡役として説明・記述する機会を確保してください。

理解度確認テスト 1

解説を閉じて、自分の言葉で書きます。回答後は講師と必須要素を照合します。

問1

施行前だから、職員による性的虐待の疑いも12月25日まで外部通報を待ってよいでしょうか。理由と連絡先を教えてください。

問2

新法の研修について、新規従事者と施行時現職者の受講時期を説明してください。「年1回」との関係も教えてください。

問3

子どもが笑顔で職員に抱きつきます。それを理由に、職員の性的な言動を正当化できるでしょうか。

問4

着替えの際に子どもが職員の手を押し返しました。必要な介助を続けるため、どのように方法を調整しますか。

問5

子どもが職員の写真を指さし「いや」と言いました。最初の応答と、避ける質問を一つずつ挙げてください。

理解度確認テスト 2

解説を閉じて、自分の言葉で書きます。回答後は講師と必須要素を照合します。

問6

管理者が相談の対象です。上司の承認を待たずに進めることと、情報管理で気をつけることを説明してください。

問7

家庭での被害が疑われ、保護者の迎えが迫っています。最初に家族へ電話する前に何を行いますか。

問8

子どもの端末に疑わしい画像があるようです。職員全員への転送と、その場での削除指示にはどんな問題がありますか。

問9

犯罪事実確認を終えた職員について、日常の予防や相談対応を省略できますか。現職者の確認期限と研修期限は同じですか。

問10

子ども同士の出来事で、被害を受けた可能性のある子が笑っています。どのように介入し、その後の支援を組み立てますか。

答えの理由を、行動へ結びつける 1

問1

待ちません。現行の虐待通報の義務があります。子どもの安全を確保し、職員による性的虐待の疑いは速やかに市町村へ通報します。犯罪の疑いは警察にも相談・通報します。

必須要素：安全確保／現行義務／市町村。

再確認：「施行日や内部調査まで待つ」。

参照：[S6] 第16条、連絡先表。

問2

新規は原則対象業務開始前、現職者は原則施行前に受講します。定期受講は望ましいとされていますが、新法で年1回の一律回数が決められているとはしません。

必須要素：二つの受講時期／推奨頻度と義務の区別。

再確認：現職者の研修にも3年猶予があるという回答。

参照：[S2] 124頁、[S3] 6頁。

問3

できません。好意や笑顔と、性的な言動が許されることは別です。職員は力関係を踏まえ、子どもを責めずに適切な距離と安心の伝え方を選びます。

必須要素：正当化しない／力関係／代替の関わり。

再確認：「本人からなら問題ない」。

参照：権利・境界の章。

問4

一度手を止め、本人の状態と必要性を確認します。説明・待つ時間・実物やカード・本人ができる部分・担当交代等を検討し、露出を抑えて必要な支援を続けます。

必須要素：非言語の拒否／説明と代替／支援継続。

再確認：「家族同意があれば説明不要」「介助を全てやめる」。

参照：介助の章、ケース1。

問5

「教えてくれてありがとう」と受け止め、安全や痛みの確認へつなぎます。「この人が〇〇したの？」など答えを含む質問や、何度もの聞き直しを避けます。

必須要素：受容／安全確認／誘導・反復を避ける。

再確認：詳しく言えるまで同じ質問を続ける。

参照：初動の章、[S2] 143～150頁。

答えの理由を、行動へ結びつける 2

問6

当面の接触回避と必要な外部連絡を進め、法人の別担当等へつなぎます。確認した事実を記録し、疑惑や実名を必要な範囲を超えて共有しません。

必須要素：代替経路／許可待ち回避／情報最小化。

再確認：管理者本人を唯一の窓口にする。

参照：組織対応の章、ケース6。

問7

児童相談所等へ速やかに相談・通告し、迎えの時刻と本人の不安を伝えます。保護者説明・引渡しは安全を踏まえて調整します。切迫した危険は警察にもつなぎます。

必須要素：外部連絡／差し迫った時刻／家族連絡の安全判断。

再確認：閉所なので引き渡してから相談する。

参照：[S7] 第6条、ケース8。

問8

転送は拡散と二次被害を招き、削除は必要な情報を失わせ得ます。広く閲覧せず、端末・保存場所等を把握し、警察等へ取扱いを相談します。

必須要素：拡散防止／安易な削除をしない／専門機関への相談。

再確認：全員へ画像を送って確認する。

参照：撮影・情報管理の章。

問9

省略できません。確認結果は将来の安全の保証ではありません。現職者の犯罪事実確認には別の期限・分散申請があり、原則施行前の研修とは異なります。

必須要素：日常予防継続／確認と研修の期限を区別。

再確認：前科確認済みなので相談を軽視する。

参照：犯罪事実確認の章、[S2] 167～169頁。

問10

行為を止め、距離と担当を分け、本人の安全・意向を確認します。笑顔を同意とせず、双方に支援を用意します。対面謝罪を強制せず、必要に応じ外部へ相談します。

必須要素：行為停止／個別保護／固定的な加害者扱いをしない。

再確認：遊びとして放置する、一緒に謝罪させて終わる。

参照：ケース7。

支援の目的を保ち、方法を変える

ケース1 「早く終わらせる」が、本人の気持ちを追い越すとき

危険：嫌だという表出が支援の妨げとして扱われる。必要な介助でも、説明のない接触、不要な露出、急かす対応が続けば、身体の境界が守られない。外から丸見えにすることも、職員しか状況を把握できない密室にすることも問題となる。

対応と理由：

まず手を止め、本人の寒さや皮膚の状態などを確認する。「服が濡れているね。着替える？ 少し待つ？」と短く伝え、衣服の実物や選択カードを示す。待てる状況なら待つ。介助が必要な範囲を確かめ、触れる前に伝え、露出を最小限にする。人目を遮りながら、別の職員が介助の開始・終了や応援要請を把握できる仕組みを使う。同性職員なら必ず安心する、と決めつけず、本人の希望と安全を確認する。

理由：介助の必要性和、介助方法の適切さは別の問題である。声以外の拒否や緊張も意思の手がかりとなる。本人が選び直せることが、自分の身体について伝える経験になる。

代替策：着替えを見せる、自分でできる部分を任せる、落ち着ける場所で待つ、信頼する職員に交代する。急を要する健康上の事情がある場合も、必要最小限の介助と説明を続ける。

予防：更衣場所の目隠しと職員間の確認方法を両立させる。本人の「嫌」「待って」「この人がよい」の表し方を支援情報に記す。

応答例

子どもへ「触る前に言うね。止めてほしいときは、このカードでもいいよ。」職員へ「手を押し返しています。いったん止めて、本人が選べる方法に変えます。」

確認する要素：①非言語の拒否を認識する ②説明と選択を用意する ③プライバシーと職員の確認体制を両立する。

根拠・実務：本書の身体の境界・意思支援・介助時の安全管理。具体的な介助方法は個別支援と事業所手順に接続する。

支援の目的を保ち、方法を変える

ケース2 いつもの送迎に、予定外の寄り道が加わった

危険：予定外の一対一の時間、私的な贈り物、業務外の立ち寄りが重なると、子どもが断りにくい関係や、周囲に見えない接触が生じる。事実の確認前に犯人扱いすることも、子どもや職員の権利を損なう。

対応と理由：現在地・乗車児童・帰宅予定を確認し、子どもの安全を確保する。把握した経路変更、時刻、贈り物の説明、保護者連絡を、推測と分けて管理者に報告する。管理者は当面の送迎担当や確認体制を調整し、業務上必要な範囲で経路・乗降記録などの既存資料を保全する。子どもに詳しい話を何度も求めない。性暴力や虐待を疑う事情があれば、内部確認の終了を外部相談・通報の条件にしない。

理由：断定に必要な情報と、安全のために動くための情報は同じではない。私的な関係の拡大を止め、必要な確認を組織で行うことは、子どもと職員の双方を守る。

代替策：経路変更の事前承認、変更時の連絡、到着確認、応援職員の配置など、事業所の実情に応じた複数の対策を組み合わせる。

予防：私的な買い与え、業務外の立ち寄り、担当者だけが把握する連絡を禁止事項・相談事項として明確にする。

応答例

子どもへ「帰りのことで、困ったことや変えてほしいことはある？ 今、話さなくても大丈夫。」管理者へ「経路変更が3回あり、保護者から帰宅時刻の問い合わせがありました。理由は本人への飲み物購入と説明されています。安全確認と担当調整をお願いします。」

確認する要素：①現在の安全確認 ②客観的な記録と組織報告 ③接触機会の管理 ④内部調査待ちにしない外部相談。

根拠・実務：本書の個別接触・送迎管理・疑い段階の安全確保と相談経路。送迎の一対一そのものを全国一律の違法行為と断定するものではない。

支援の目的を保ち、方法を変える

ケース3 「困ったらいつでも」と渡された個人アカウント

危険：秘密の関係、時間や内容の制限がない連絡、特別扱いは、断りにくさや依存を生む。子どもが連絡したことを責めると、以後の相談を閉ざす。端末や履歴を職員が勝手に取り上げ、広く共有することも適切ではない。

対応と理由：「話してくれてありがとう。連絡したあなたが悪いわけではない」と伝える。いま連絡が続いているか、会う予定や困っていることがあるかなど、安全の確認に必要な範囲を尋ねる。管理者へ共有し、個人アカウントを介した接触を止めるための措置と、公式の相談先を用意する。既存のメッセージは削除や相手への抗議を急がせず、関係機関への相談に基づいて扱う。性的な画像等が含まれる場合は、職員間で転送・複製して確認しない。

理由：相談の必要性は、秘密の私的関係を続ける理由にならない。支援が途切れない代替の相談経路を用意してこそ、安全管理が子どもの利益につながる。

代替策：公式窓口、複数職員で引き継げる相談記録、本人が選べる面談担当、必要に応じた外部の相談支援につなぐ。

予防：個人SNSの交換、消えるメッセージ、私的な面会、秘密を条件とする相談対応をサービスルールと研修で具体化する。

応答例

子どもへ「助けるために、必要な人に相談することがあるよ。誰に何を伝えるか、できるだけ一緒に確認しよう。」担当者へ「相談は組織として受け止めます。個人の連絡先で継続する方法は変更します。」

確認する要素：①子どもを責めない ②秘密を守り切ると約束しない ③私的接触を管理する ④相談の代替手段を残す。

根拠・実務：本書の私的連絡、秘密の要求、情報保全、相談支援。端末の確認・データ提供等は権限と本人への配慮を確認する。

支援の目的を保ち、方法を変える

ケース4 記録のつもりで撮った写真

危険：着替えなどの私的な場面が記録され、意図しない保存・流出につながる。広い内容の同意書だけで、撮影する場面や端末、子どもの嫌がる様子を無視してしまう。

対応と理由：撮影を止め、衣服や目隠しで子どものプライバシーを守る。撮影済みの場合は、内容を周囲へ見せたり転送したりせず、撮影の有無・端末・共有の有無等を管理者に報告する。性被害が疑われる画像は、削除を急がせる前に関係機関に取扱いを確認し、アクセスと拡散を防ぐ。保護者への説明は、確認できた事実と保護措置を分けて行う。

理由：記録や広報の目的があっても、撮られる子どもの尊厳やプライバシーが優先される。同意はあらゆる場面を無条件に撮影できる許可ではない。

代替策：着替えが終わってから本人の希望を確認して撮る、衣服を並べる手順だけを図示する、成長を文章で伝える。

予防：撮影しない場面、使用する業務端末、保存場所、閲覧権限、外部掲載の確認方法を決める。撮影前には子どもの様子確かめる。

応答例

職員へ「着替え中なので撮影は止めましょう。できたことは、着替えが終わってから別の方法で伝えられます。」子どもへ「隠してくれたね。今は撮らないよ。」

確認する要素：①撮影を止める ②身体の一部の露出と拡散を防ぐ ③同意の範囲を限定して考える ④代替方法を示す。

根拠・実務：本書の撮影管理、プライバシー、画像の拡散防止。撮影済み資料の取扱いは疑いの内容に応じて外部機関と確認する。

支援の目的を保ち、方法を変える

ケース5 「もう、あの先生のところには行きたくない」

危険：言葉が少ないために訴えを軽く扱う。反対に、大人が想像した言葉を選ばせたり、何度も聞いて内容を作ってしまったりする。予定どおり疑われる職員と接触させると、安全も相談への信頼も損なわれる。

対応と理由：落ち着いた場所で「教えてくれてありがとう。あなたが悪いわけではない」と伝える。その職員との当面の接触を避け、安全な担当に変更する。痛み、けが、いま怖いことなど、直ちに必要な保護・医療につながる事項を確認する。話したい内容を自発的に話せるよう待ち、職員名や行為を大人から示して同意を求めない。普段使っている意思表示の手段は使えるが、答えを誘導する選択肢を作らない。発言、指さし、表情、質問した言葉、時刻をできる限りそのまま記録し、管理者と必要な外部機関につなぐ。

理由：最初に受け止める職員の役割は、詳細な証明を完成させることではない。安心して話せること、安全が確保されること、必要な専門対応へつながることが重要となる。

代替策：「言いたいことがあれば教えて」「今は話さなくてもよい」と伝える。本人が希望する安心できる人の同席を検討する。ただし、その人が疑われる側や誘導する立場でないかに注意する。

予防：写真・カード・筆談・身ぶり等で「いや」「助けて」を伝えられる環境を平時から用意する。被害を訴える能力を獲得することを、子どもが守られる条件にしない。

応答例

子どもへ「今日は安心できる先生と過ごそう。助けるために、必要な人に相談するね。」管理者へ「14時10分、Eさんが職員の写真を指さし『いや』『さわる』と言いました。詳細は確認していません。担当変更と外部相談の判断をお願いします。」

確認する要素：①安全と必要な医療 ②受容的な応答 ③非誘導・反復しない ④原語と観察の記録 ⑤専門機関へつなぐ。

根拠・実務：本書の初動、必要最小限の確認、非誘導的な記録、関係機関への連絡。

支援の目的を保ち、方法を変える

ケース6 管理者自身が相談の対象になった

危険：組織の評判や人手不足が、子どもの保護より優先される。疑われる人が記録や勤務配置を支配すると、接触の継続、情報の消失、相談者への圧力が起きやすい。

対応と理由：子どもの安全確保を先行し、必要な外部相談・通報を上司の承認待ちにしない。相談者は、確認した具体的事実と既に行った報告、返答を記録する。法人は疑われる人から独立した対応責任者と相談経路を置き、接触制限、記録保全、相談者の保護を進める。疑われる人への評価・処遇の判断と、当面の安全措置を区別し、必要な情報にアクセスできる人を限定する。関係機関と協議する前に、子どもとの対面による弁明や謝罪の場を作らない。

理由：評判や実績は、現在の疑いを否定する根拠にならない。一方、疑いの共有範囲を無制限に広げることとも適切ではない。公平な確認には、保護と独立性が必要となる。

代替策：法人の別担当、外部の窓口、自治体等に直接相談できる経路を事前に定める。管理者不在でも安全措置を開始できる代行者を置く。

予防：「管理者が対象の場合」の連絡先を、通常経路と別に掲示する。非常勤・送迎担当にも説明し、相談者を不利益に扱わない方針を具体化する。

応答例

法人へ「事実の確定を待たず、明日の個別対応を変更してください。外部への相談は、子どもの安全のために進めます。」相談職員へ「相談したことで不利益を受けないよう対応します。追加で思い出したことは推測と分けて伝えてください。」

確認する要素：①上司の許可待ちを避ける ②独立した対応責任者 ③当面の接触管理 ④記録保全と相談者保護。

根拠・実務：本書の外部相談・通報、利益相反の回避、相談者保護、情報管理。

支援の目的を保ち、方法を変える

ケース7 「遊びだった」で終わらせない

危険：笑っていることを同意とみなす。発達や障害を理由に影響を軽く扱う。反対に、行為をした子どもに固定的な呼び名を付け、集団の前で叱責すると、その子どもへの支援も損なう。

対応と理由：行為を直ちに止め、安心できる距離と担当を確保する。被害を受けた可能性のある子どもの安全・健康・意向を個別に確認する。行為をした子どもにも落ち着ける環境を用意し、身体の境界を短く具体的に伝える。双方を同席させて説明や謝罪を求めない。何が起きたかを観察事実と自発的発言に分けて記録し、力関係、反復、威圧、苦痛、年齢・発達段階等を含めて組織で検討する。重大性や必要な保護に応じて外部機関につなぐ。

理由：子ども同士でも、守られるべき身体の境界は変わらない。行為を止めることと、行為をした子どもを見捨てないことは両立する。その子ども自身の困り事や被害の可能性も、決めつけず検討する。

代替策：遊びの場の分け方、見通し、職員配置を変える。「相手の服の中を見ない」「嫌と言われたら止める」に加え、困ったときの助けの求め方を教える。

予防：死角、混雑、年齢差の大きい活動、子どもが断りにくい場面を点検する。被害を受けた子どもだけを利用停止・活動制限する安易な対応を避ける。

応答例

被害を受けた可能性のある子どもへ「ここで先生と一緒にいよう。嫌だったことは、今すぐ全部話さなくても大丈夫。」行為をした子どもへ「服の中は見ません。ここでいったん止めます。どう過ごすか先生と考えよう。」

確認する要素：①行為を止める ②双方を分けた支援 ③同意を笑顔だけで判断しない ④対面謝罪を強制しない ⑤再接触の安全計画。

根拠・実務：本書の子ども間の被害防止、個別の安全確保、発達に応じた支援、関係機関との連携。成人職員による行為と、法的分類を機械的に同一にしない。

支援の目的を保ち、方法を変える

ケース8 「家には言わないで」と頼まれた

危険：保護者への説明を優先して、疑われる人へ情報が届き、子どもが圧力や再被害を受ける。反対に「誰にも言わない」と約束すると必要な保護につなげられない。職員だけで帰宅の可否を抱え込むことも危険となる。

対応と理由：子どもの安全と、いま必要な医療を確認する。「話してくれてありがとう。安全に過ごせるように、助けてくれる人に相談する」と伝える。発言をできる限りそのまま記録し、迎えが迫っていることも含め、児童相談所等へ速やかに相談・通告する。切迫した危険は警察等にもつなぐ。保護者への連絡・説明の内容と時期、引渡しへの対応は、疑われる人との関係や安全を踏まえて関係機関と協議する。子どもに「もう絶対に家に帰らなくてよい」など、職員だけでは保証できない約束をしない。

理由：保護者は通常重要な協力者だが、疑いの状況によっては、先に伝えることが安全を損なう。子どもの希望を聴きながら、保護につなぐ責任を大人が引き受ける。

代替策：安全な職員が付き添い、管理者や別の職員が連絡する。普段の送迎・引渡し予定をそのまま進めず、関係機関に差し迫った時刻を明確に伝える。

予防：閉所間際や管理者不在でも連絡できる一覧を備える。通常の保護者連絡と、家庭被害疑い時の連絡手順を分けて訓練する。

応答例

子どもへ「家の人に伝えるのが心配なんだね。安全を考えて、助けてくれる人に相談するよ。いまはここで先生と一緒にいよう。」外部機関へ「本日16時40分に本人から家庭被害を疑う発言がありました。17時に迎えの予定です。本人は帰宅を怖がっています。現在は職員と安全な場所にいます。引渡しと保護者への連絡について至急相談したいです。」

確認する要素：①現在の安全 ②秘密の絶対保証をしない ③速やかな外部連絡 ④迎えの時刻を共有 ⑤保護者連絡・引渡しを安全に照らして調整。

根拠・実務：本書の家庭での被害疑い、児童相談所等への連絡、保護者説明の安全判断。法定の通告義務・窓口は制度章参照。

学んだことを、次の勤務で確かめる

研修前と同じ四つの目標を、同じ尺度で振り返ります。自己評価だけで実技ができた証明にはしません。講師が確認した回答・実演は、研修記録へ別に残します。

目標	説明・実演できる	助言があればできる	まだ難しい
1 境界を守る	☐	☐	☐
2 声を受け止める	☐	☐	☐
3 外へつなぐ	☐	☐	☐
4 組織で変える	☐	☐	☐

現場チェックリスト

- ☐ 個人SNS・撮影・贈り物・私的な面会のルールを説明できる。
- ☐ 介助時のプライバシーと、応援・確認の体制が両立している。
- ☐ 管理者が疑われる場合の別経路を知っている。
- ☐ 市町村・児童相談所・警察・医療支援の役割を区別できる。
- ☐ 初動記録と一般の研修記録を分けて管理している。
- ☐ 欠席者・新任・非常勤の受講と理解確認を追跡できる。

次の勤務で変えること

担当者： 実施期限：
 確認する人： 再確認日：

まとめ

迷いが残った箇所を、相談できる組織であること。そのこと自体が、子どもの声を受け止める土台になります。

読み合わせから、行動確認へ

基本例は、国の標準研修を別枠で受講し、本書で現場演習を行う方法です。下表の90分は追加研修の配分例で、標準動画の視聴時間を含みません。全ケースを読み上げず、対象に応じて選びます。

時間	内容	残すもの
0～10分	目標と受講上の配慮、事前チェック	自己評価・個人の課題
10～25分	介助・撮影・相談初動の重点確認	各自の最初の応答
25～50分	演習A：境界と代替支援	不適切な行為のルール案
50～80分	演習B：保護者相談から第一報	役割分担・初動記録
80～90分	振り返りと改善担当・期限の設定	改善事項・次回確認日

他従事者からの相談を扱う演習C、テスト、個別の再実演は別枠で時間を確保します。独自研修として実施する場合は、下表の全事項を扱った記録と、必須演習二つの実施を確認します。

新法の研修事項〈要約〉	本書の主な対応
ア 基礎・権利・背景	「いつもの先生だから」／権利／制度／境界
イ 性暴力・不適切な行為	性暴力の範囲／境界／介助／撮影／演習A
ウ 早期発見	変化の観察・相談経路
エ 相談・報告後の対応	最初のひと言／初動フロー／演習B・C
オ 保護・支援	保護者対応／支援継続／ケース解説
カ 犯罪事実確認で求める対応	犯罪事実確認の章＋自施設の担当・手続案内
キ 防止措置	犯罪事実確認の章／組織対応
ク 厳格な情報管理	撮影・情報管理／記録／組織対応

根拠：[S2] 122～125頁、[S3] 7～8頁。必須演習：①不適切な行為の具体的理解＝A、②疑い時の行動シミュレーション＝B・C。

答えを暗唱するより、最初の行動を確かめる

本書の評価は「到達」「要補足」「再演習」の3区分です。法定の合格点ではありません。テストの必須要素に加え、演習で実際に言えたこと・行えたことを見ます。

区分	判断の目安	次の対応
到達	必要な行動と理由を、自分の言葉で説明・実演できる。	勤務場面での実践と再確認へ。
要補足	大筋は適切だが、連絡先・役割・記録要素等に漏れがある。	資料を見て修正し、同じ要点を再説明。
再演習	安全を損なう判断や、通報を止める判断がある。	理由を確認し、対応部分を再実演する。

必ず再確認する回答

- ・ 確証や管理者の承認が出るまで、必要な外部通報を待つ。
- ・ 子どもに繰り返し詳しく話させる、答えを示して確認する。
- ・ 疑われる職員と子どもを対面させ、謝罪で終える。
- ・ 被害画像を広く転送する。
- ・ 家庭被害が疑われるのに、先に疑われる家族へ確認する。

個人の確認欄

氏名	受容的な応答	安全・連絡	記録・情報管理	再確認日
	☐ 到達 ☐ 補足 ☐ 再演習	☐ 到達 ☐ 補足 ☐ 再演習	☐ 到達 ☐ 補足 ☐ 再演習	
	☐ 到達 ☐ 補足 ☐ 再演習	☐ 到達 ☐ 補足 ☐ 再演習	☐ 到達 ☐ 補足 ☐ 再演習	
	☐ 到達 ☐ 補足 ☐ 再演習	☐ 到達 ☐ 補足 ☐ 再演習	☐ 到達 ☐ 補足 ☐ 再演習	

確認者： 再説明・再実演の課題：

受講者の被害体験や私生活を評価対象にしません。役割を演じることが難しい人には、記述や個別説明など、目標を確認できる方法を用意します。

初動記録票〈閲覧範囲を限定〉

本票は事業所用のひな型です。一般の研修出席簿と分けて保管。未確認の欄は「未確認」と記し、推測で埋めません。

基本情報	記入欄
------	-----

受付日時・場所／記録者

本人・関係者の識別情報

現在の安全・医療の必要

本人の自発的発言・観察した事実／職員が尋ねた言葉

行った安全措置・時刻・担当／まだ分からないこと

外部連絡先・時刻・窓口担当・助言／実施した対応

保護者への説明・引渡しの調整：

次の確認時刻・担当：

記録の保管先・閲覧者・共有先：

画像等は本票へ安易に貼付・複製せず、取扱いを関係機関に確認します。訂正時は元の記録と訂正者・日時が分かるように残します。

受講したこと、変えたことを残す

研修実施	記入欄
日時・場所／講師・確認者	
教材・版／自施設資料	本書Ver.1.0／
方式	☐ 国標準＋補足 ☐ 要点＋補足 ☐ 独自研修
座学・演習の実施内容	座学： 演習A： B： C：
参加者／欠席・補講対象	
理解確認・再演習の結果	
補講日・担当・受講確認	

改善事項と、完了の確認

見つかった課題	変えること／担当／期限	確認方法・結果

次年度の年間計画へ引き継ぐ事項：

研修記録に実被害の詳細や職員の犯罪事実確認結果を書き込まないでください。対象従事者の一覧、受講状況、犯罪事実確認の管理記録は、目的と閲覧権限を分けて整備します。

BOOK08は教材管理上の追加分類です。「法定研修が8種類と定義されている」という意味ではありません。BOOK01の虐待防止と連携させながら、新法に必要な事項・対象者・実施時期を別に確認します。

根拠を確かめ、次の改訂へ1

確認日：2026年10月1日。QRは公式資料の原本又は公表ページへ。リンクが変更された場合は、発出機関と正式名で検索してください。資料中の頁は、特記がなければ印刷された頁です。



〔S1〕 子ども性暴力防止法（令和6年法律第69号）

2024年6月26日公布／2026年12月25日施行

第2・4・6・8・11～14条。対象、確認、防止措置、研修、情報管理。

掲載元：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



〔S2〕 子ども性暴力防止法施行ガイドライン

こども家庭庁／2026年9月改訂

印刷39～46頁：対象者。122～126頁：研修。143～154頁：対応。167～169頁：確認時期。

掲載元：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



〔S3〕 子ども性暴力防止法に関する研修の手引き

こども家庭庁／2026年4月掲載

5～8頁：対象・時期・内容・方法。13～18頁：企画、実施、記録、改善。

掲載元：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya>



〔S4〕 子ども性暴力防止法に関するQ&A

こども家庭庁／2026年9月29日更新

基礎5-11：研修。基礎6-2～6-6：犯罪事実確認。

掲載元：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



〔S5〕 教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針

こども家庭庁／2026年8月改訂

第3～5章：予防、相談、初動、保護・支援。指針自体で新たな義務を設けるものではない。

掲載元：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin>

根拠を確かめ、次の改訂へ2

確認日：2026年10月1日。QRは公式資料の原本又は公表ページへ。リンクが変更された場合は、発出機関と正式名で検索してください。資料中の頁は、特記がなければ印刷された頁です。



〔S6〕 障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）

現行法／e-Gov法令検索

第2・16条。障害児通所支援の職員による虐待の疑い、市町村への通報。

掲載元：<https://laws.e-gov.go.jp/law/423AC1000000079>



〔S7〕 児童虐待防止法（平成12年法律第82号）

現行法／e-Gov法令検索

第2・6条。保護者による虐待の定義、発見時の通告。

掲載元：<https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC1000000082>



〔S8〕 虐待・いじめ・DV・性暴力

堺市／2026年4月1日更新

こども虐待、障害者虐待の窓口・受付時間。

掲載元：<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bohan/moshimo/moshimohito.html>



〔S9〕 ウィズユーおおさか

大阪府／2026年7月14日更新

ワンストップ支援センターの電話・対象・支援内容。

掲載元：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020110/chiantaisaku/torikumi/onestopshiencenter.html>



〔S10〕 こども性暴力防止法の施行について

大阪府／確認日現在の公表資料

国のガイドライン・準備資料への案内。全国ルールと府の案内を区別。

掲載元：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/kodomoseibouryokuboushihou.html>

この本を、更新して使う

制度・取扱い	現在の整理／次に確認する点
新法の施行	2026年12月25日施行予定。施行前に国のガイドライン・Q&A・システム案内の更新を確認。
研修	原則業務前、現職者は原則施行前。研修事項・演習・受講状況を点検する。
犯罪事実確認	職務実態、従事開始時期、現職者の分散申請通知を個別管理する。
地域連絡先	堺市・大阪府の公式窓口を研修前に再確認。施設所在地が異なる場合は置換。
自施設の情報	責任者、代行者、相談先、撮影・介助等のルールは事業所で決定・記入する。

改訂履歴

版	日付	改訂内容
Ver.1.0	2026年10月1日	BOOK08を新規作成。9月改訂ガイドライン、9月29日Q&Aを参照。

次回制度確認予定： 年 月 日
自施設版管理者：

本書の使い方に関する注記

法令上の義務・ガイドラインの取扱いは根拠番号を付して示しました。声かけ、ケース、所要時間、書式、到達判定は実務の提案です。個別施設の義務適用や、事案の認定を本書だけで確定しません。

本書は子どもの支援を考える研修テキストシリーズの追加教材です。本文・ケースは学習用に編集。表紙はAI生成イラストで、実在する子ども・職員・被害事案を表すものではありません。公的機関の認定マーク・ロゴは使用していません。

性暴力の防止

無料公開版の利用案内

発行・提供：はまなす行政書士事務所
公開用補足：2026年10月1日／Web版1.0
本文：Ver.1.0（2026年10月1日）

事業所の内部研修にご利用ください

本教材は無料で閲覧・ダウンロードでき、事業所内の研修のために印刷・複製・職員へ配布できます。記入用紙は事業所の実情に合わせてご利用ください。国の認定教材・修了証ではありません。

本文の事例、演習、所要時間、到達判定の提案を、自事業所の指針・計画・役割・連絡先に合わせて使います。読む研修、行動を確かめる訓練、委員会の開催、計画の整備は区別し、実施した内容を記録してください。

国の教材と組み合わせる

国の標準動画・研修資料と、本書の事例・演習を組み合わせ利用できます。独自研修とする場合は、本書44ページの対応表等で必要事項の網羅を確認し、座学と演習を実施してください。

参考資料・根拠は本文巻末に掲載。地方自治体・消防・保健所の最新の取扱いと施設条件を確認して運用してください。

掲載先：<https://hamanasugyousei.com/training-textbooks/>

再配布先の案内には上記ページのリンクをご利用ください。第三者の資料には各発行元の利用条件が適用されます。